

南三陸町 震災復興計画

[概要版]

絆 ～未来への懸け橋～

復旧期

まちづくりの
光を灯す

平成23年度▶平成25年度

復興期

本格的な復興
まちづくり

平成24年度▶平成29年度

発展期

持続可能な
まちづくり

平成26年度▶平成32年度



南三陸町

復興の基本理念

「自然・ひと・なりわいが紡ぐ 安らぎと賑わいのあるまち」への 創造的復興



南三陸町で再び生活することを願う町民が安心と希望を持って復興に取り組めるよう、町に関わる全ての方々の力を結集して実現していきます。



津波から命を守る

平成23年3月11日午後2時46分に発生した東北地方太平洋沖地震、その後に発生した大津波は、たくさんの町民の尊い命を奪い去り、私たちにとって生涯忘れることができない大惨事となりました。

あらためて犠牲になられました皆様に心からお見舞いを申し上げます。

未だ悲しみは癒えませんが、私たちは復興に向け歩み始めなければなりません。このたび、一日も早い復興を成し遂げるため、被災した町民の生活再生と、水産業をはじめとした産業再建を最重要課題と位置づけた「南三陸町震災復興計画」を策定いたしました。

この計画は、「南三陸町震災復興計画策定会議」における有識者委員からの専門的助言のほか、「南三陸町震災復興町民会議」や「地域懇談会」を開催し、できる限り町民の想いを反映させて策定しました。

一方、私たちは、このたびの震災で様々な経験をしました。また、地域における「人と人とのつながり」、「絆」の大切さを再認識しました。私たちは、二度と悲劇を繰り返さないために、震災から得た教訓を、しっかりと後世に伝えていかなければなりません。

本計画では、どのような津波に襲われた場合でも命を守るため、「住まいは高台に」という考えのもと、居住地を高台に整備する新しいまちづくりを提案しています。この考え方や事業過程は、復興の「南三陸モデル」として、これからの防災対策や災害復興にも広く活かされるものであると考えております。

最後に、被災直後から、救援や復旧活動などのため、世界中から駆けつけていただいた皆様、心温まる救援物資や義援金をお贈りいただいた皆様、支援をいただいた全ての皆様に、深く感謝申し上げます。

復興への道のりは、非常に長く、険しいと思われませんが、町民が一丸となって、「南三陸町に住んでよかった」と思えるまちづくりを目指して、全力で取り組んでまいります。

南三陸町長 佐藤 仁

計画策定の趣旨

平成23年3月11日午後2時46分に発生した東北地方太平洋沖地震は、本町では震度6弱を記録し、その後に発生した津波とともに、壊滅的な被害を及ぼしました。

津波は市街地等の低地のほとんどを飲み込み、たくさんの町民の尊い命だけでなく、住まいや店舗、魚市場や加工施設等の漁港関連施設、漁船などのなりわい、さらには公共施設までも一瞬にして奪い去り、現在も町民生活や産業活動に様々な支障が生じています。また、地震による地盤沈下も深刻であり、現場での復旧作業を極めて困難にしています。

本計画は、震災を経験して得た教訓を活かし、町の将来像を見据え、震災による被害からの単なる「復旧」にとどまらず、まちの賑わいもどりと、町民誰もが安全・安心で、豊かさを実感できる「復興」を遂げる、新しいまちづくりの指針として策定するものです。

計画の位置付け

「南三陸町総合計画」との関係

現在の町にとっての最大の課題は、震災からの復興です。総合計画は、まちづくりの最上位に位置づけている計画ですが、当面は、復興という大きな目標に向けて、あらゆる施策に優先して本計画に取り組んでまいります。

今後、本計画に取り組みながら、町が目指すべき将来像を見出し、おおむね平成28年度までに総合計画の見直しを行い、長期的な町の発展を目指します。

国や県の復興計画等との関係

本町の復興に関連する事業は、町が事業主体となる事業のほか、国や県が事業主体となるものもあります。また、国や県からの財政面の支援も町には不可欠です。

今後、本計画を進めていくにあたり、必要に応じて、国や県の計画等との連携や調整を図るとともに、国や県に対して必要な支援を要請してまいります。



まちの将来像

自然・ひと・なりわいが紡ぐ
安らぎと賑わいのあるまち

南三陸町 震災復興計画 目標年次:平成33年3月

緊急対応すべき重点事項

4ページをご覧ください

目標1 安心して暮らし続けられるまちづくり

5ページをご覧ください

- (1) 命を守る土地利用への転換
- (2) 地域コミュニティの再構築
- (3) 生命と財産を守る防災と減災のまちづくり
- (4) 防災・減災システムの整備
- (5) 命を守る交通ネットワークの整備
- (6) 災害に強い情報通信手段の確保と地域情報化の推進
- (7) 安心を実感できる保健・医療・福祉のまちづくり

目標2 自然と共生するまちづくり

6ページをご覧ください

- (1) 自然環境の保全
- (2) エコタウンへの挑戦
- (3) 生活衛生環境の保全
- (4) ふるさとを思い、復興を支える「人づくり」

目標3 なりわいと賑わいのまちづくり

6ページをご覧ください

- (1) 産業の再生・発展
- (2) 雇用の創出と交流人口の拡大

シンボルプロジェクト

10ページをご覧ください

7ページをご覧ください

土地利用のあり方

11ページをご覧ください

推進方策 1 町と地域が力を合わせ協働で取り組むまちづくり

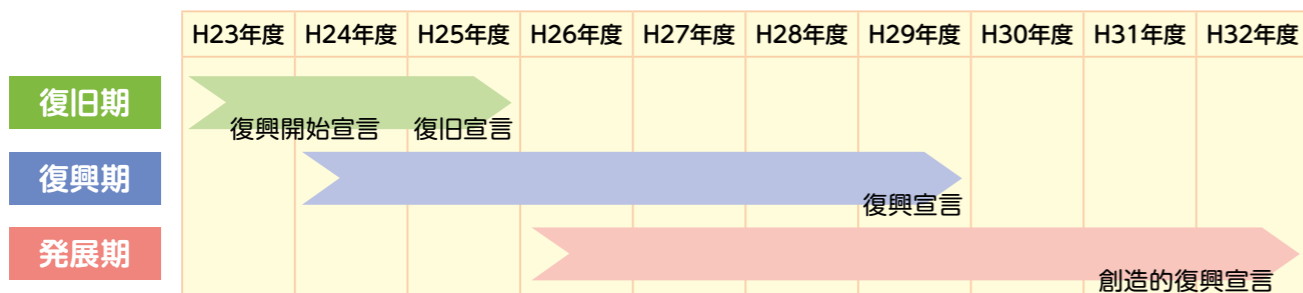
推進方策 2 町の主体性を堅持し国・県と連携して進めるまちづくり

計画期間

本計画は、平成23年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする「10年間」の計画とします。

このたびの被害は甚大であり、復興までには相当の期間を要すると思われませんが、一方で復興にはスピードも求められます。本計画は、可能な限り短期間で復興を実現することを目指しています。

計画期間は「復旧期」「復興期」「発展期」の大きく3つに区分し、連続的かつ継続的に推進します。いわば「復旧しながら復興し、復興しながら発展する」を目指します。



復旧期 平成23～25年度

応急的復旧、仮住まいの早急な確保を強力に進めるとともに、町の産業・なりわいの早期再開を積極的に進め、町の基盤的施設の再建・復旧を中心に進めます。町民一人ひとりが主体的に復興に向かうためにも、それを支える地域コミュニティの絆の維持を図るとともに、さまざまな復旧・復興事業の中で、多様な雇用の確保と創出に努めます。

- 仮設住宅では、生活支援員が配置され、心のケア事業(相談事業)などにより、生活環境が整い始めます。また、新しいコミュニティが形成されます。
- タコ漁や秋サケ漁、ワカメ養殖等が始まり、加工場や市場などが建ち始めるなど、漁港周辺ににぎわいが戻り始めます。
- 仮設商店街が形成され、徐々にまちのにぎわいが戻ってきます。
- 住まい等の高台移転に向けて、高台居住地の造成工事が始まり、地域での話し合いも本格化していきます。

復興期 平成24～29年度

雇用のある産業となりわいの本格的復興を実現するとともに、住まいの再建や地域コミュニティの再生を実現していきます。

- 高台に家が建ち始め、新しい町並みが形成されていきます。期間後半には、高台市街地の形成が最盛期を迎えます。
- 既存の地域コミュニティを維持しながら、高台にも新しいコミュニティが徐々に形成されていきます。
- 地元産材を利用した住宅建設など、地域資源の活用が進みます。
- 農林水産業などの産業基盤の復旧が完了し、本格的な業務展開が始まります。新しい企業が立地するなど、雇用機会が徐々に広がります。
- 漁港の機能分担が進み、機能に合わせた整備が始まります。
- 志津川の市街地の開発が本格化します。

発展期 平成26～32年度

漁業、農業、林業の第一次産業を主軸としながら、観光や農水産加工、商業と連携した6次産業化や漁業、農業を体験するグリーンツーリズムやブルーツーリズムなどの新しい観光を展開するほか、環境関連産業などを中心とした新たな産業の育成等を推進します。新しい高台居住地等では、新しいコミュニティの絆を深め、町民主体による協働まちづくりを進めます。

- 高台への移転がほぼ完了します。
- 町民主体による協働まちづくりが進みます。
- 役場などの公共施設の整備が始まります。
- 震災復興祈念公園の整備が始まります。
- 産業間の連携が進み、6次産業化や体験型観光などの取り組みが進みます。
- 町のにぎわいの復興とともに、観光客等の町への来訪者が増え始めます。
- 復興の喜びや支援への感謝の気持ちを全国に向けて発信します。

緊急対応すべき重点事項

被災者をはじめ、町民の多くが、不安定な生活を余儀なくされており、一日でも早い生活再建が急務です。町民の生活再建や産業の復旧など、最優先で取り組むべき重要課題について、「緊急対応すべき重点事項」として、重点的に取り組みます。

1 被災者の生活支援と自立生活への誘導

- ①自立に向けた生活支援
- ②仮設住宅における地域コミュニティの構築

主な事業	時期
応急仮設住宅維持管理事業	平成23～25年度
災害援護資金貸付事業	平成23～32年度
心の健康づくり(こころのケア)事業	平成23～32年度
被災者生活支援センター整備運営事業	平成23～24年度
地域公共交通再構築事業	平成23～25年度

2 ライフラインと河川堤防・護岸の仮復旧

- ①ライフラインの早期復旧
- ②河川堤防と護岸の緊急的仮復旧

主な事業	時期
公共土木施設災害復旧事業(河川・道路)	平成23～25年度
上水道施設等整備事業	平成23～30年度
避難路等施設整備事業	平成23～32年度

3 災害廃棄物の処理

主な事業	時期
災害廃棄物処理事業	平成23～25年度

4 消防・防災機能の早期回復

- ①消防・防災体制づくり
- ②消防・防災設備等の復旧

主な事業	時期
消防団再編成事業	平成24～28年度
防災行政無線システム復旧整備事業	平成23～27年度
指定避難所・避難場所再指定事業	平成23～28年度
防犯灯整備事業	平成23～27年度

5 雇用の確保

主な事業	時期
緊急雇用創出事業	平成23～24年度
無料職業紹介事業	平成23～32年度

6 産業の復旧

- ①水産業
- ②農業
- ③林業
- ④商工業
- ⑤観光

主な事業	時期
漁港施設等災害復旧事業	平成23～27年度
仮設魚市場緊急整備事業	平成23～24年度
水産関連仮設施設整備支援	平成23～24年度
東日本大震災農業生産対策事業	平成23～24年度
森林塩害対策支援事業	平成23～25年度
商店街形成支援事業	平成23～26年度
各種イベント開催(復興・物産・観光・異業種交流)	平成23～32年度

7 病院、学校、社会福祉施設の復旧と移動手段の確保

- ①病院
- ②学校教育施設(施設、設備等の修理、校庭の確保、児童・生徒のこころのケア等)
- ③社会福祉施設

主な事業	時期
仮設診療所建設整備事業	平成23年度
学校施設災害復旧整備事業	平成23～28年度
児童生徒・教職員こころのケア推進事業	平成23～32年度
被災保育所等整備事業	平成23年度
社会福祉施設等復旧整備事業	平成23～25年度
介護サービス事業所・施設等復旧支援事業	平成23年度

8 行政機能の回復

主な事業	時期
役場仮庁舎整備事業	平成23年度
行政機能回復に向けた総合的支援の要望(人的支援を含む)	平成23～32年度



復興目標と主要事業

目標-1

安心して暮らし続けられるまちづくり

今回の大地震と巨大津波によって、町を支えてきた多くの方が犠牲になり、住まいや仕事場、施設等に壊滅的な被害を受けました。私たちは、この被災の経験を活かし、どのような災害に遭遇しても命が守られ、安全で安心して暮らし続けることができる町、集落及び地域社会を創造的に復興させます。

1 命を守る土地利用への転換

- ①住まいの高所移転と住環境の整備 ②公共施設等の配置
- ③災害復興公営住宅の整備 ④避難路・避難場所の整備
- ⑤避難サインの整備 ⑥災害に強いライフラインの整備

主な事業	時期
防災集団移転促進事業	平成23～32年度
漁業集落防災機能強化事業	平成24～32年度
都市再生区画整理事業	平成24～32年度
津波復興拠点市街地整備事業	平成24～32年度
漁業施設用地高上事業	平成24～25年度
災害復興公営住宅整備事業	平成24～28年度
防災備蓄倉庫等整備事業	平成25～27年度
避難道路整備事業	平成24～27年度
津波避難誘導標識設置事業	平成26～32年度
井戸マップ作成事業	平成23年度

2 地域コミュニティの再構築

主な事業	時期
地区集会施設等復旧・整備	平成24～27年度
地域コミュニティ団体活動支援事業	平成24～32年度

3 生命と財産を守る防災と減災のまちづくり

主な事業	時期
普通河川整備事業	平成25～27年度
住宅建築物安全ストック形成事業	平成24～32年度
公共住宅等ストック総合改善事業	平成24～25年度

4 防災・減災システムの整備

- ①地域防災体制の再整備等 ②防災情報伝達システムの早期整備
- ③消防機能の回復と消防設備の充実
- ④震災記録の作成と防災意識の醸成・発信

主な事業	時期
地域防災計画の見直し	平成24～27年度
総合防災訓練事業	平成24～32年度
防災行政無線システム再整備事業	平成26～27年度
地域消防力整備事業	平成24～27年度
震災復興祈念公園の整備	平成24～32年度
災害教訓の伝承・防災教育の推進	平成24～32年度

5 命を守る交通ネットワークの整備

- ①「三陸縦貫自動車道」整備の早期実現
- ②緊急時の輸送ルートの確保 ③公共交通網の再構築
- ④JR気仙沼線復旧の早期実現

主な事業	時期
三陸縦貫自動車道の整備促進	平成23～32年度
ヘリポート整備事業	平成26～27年度
避難路等施設整備事業	平成23～32年度
地域公共交通再構築事業	平成23～25年度
JR気仙沼線災害復旧事業	平成23～32年度

6 災害に強い通信手段の確保と地域情報化の推進

- ①情報通信インフラの整備促進 ②地域情報化の推進

主な事業	時期
衛星携帯電話整備事業	平成24～32年度
携帯電話不感区域解消及び電波品質改善事業	平成23年度
情報システム整備推進事業	平成25年度
公共ネットワークシステム再整備事業	平成23～27年度

7 安心を実感できる保健・医療・福祉のまちづくり

- ①公立志津川病院の再建と地域医療の充実に向けた取り組み
- ②健康づくり支援
- ③みんなで支えあう福祉のまちづくり
 - 高齢者福祉・障害者福祉 ●子育て支援
 - ボランティアネットワークづくり
- ④保健・医療・福祉の連携推進

主な事業	時期
公立志津川病院建設整備事業	平成23～27年度
周産期医療ネットワーク事業	平成25～33年度
健康づくり支援事業	平成23～32年度
地域いきいき支援体制づくり事業	平成23～27年度
障害者自立支援事業の充実	平成23～25年度
ボランティアネットワーク構築事業	平成24～27年度
放課後児童健全育成事業	平成23～32年度
子育て支援拠点施設整備事業	平成25～27年度
仮設住宅孤独死防止対策事業	平成23～27年度
高齢交通事故傷病者抑制目的の交通安全教育事業	平成23～27年度
自殺予防セミナー	平成23～32年度

目標-2

自然と共生するまちづくり

私たちは山々に守られた海から多大な恩恵を授かってこの地に住み続けてきました。しかし、その自然は時に猛威をふるって私たちを苦しめます。私たちは、自然への畏怖畏敬の念を忘れることなく風土・文化を後世に継承し、この豊穡の海と山からの恵みに感謝しながら、自然と共生するまちづくりを進めます。

1 自然環境の保全

- ①河川・海域環境の保全
- ②森林環境の保全
- ③自然環境活用センター（ネイチャーセンター）の復旧整備

主な事業	時期
浄化槽設置事業	平成24～27年度
自然環境活用センターの復旧整備事業	平成24～25年度
都市公園整備事業（震災復興祈念公園整備等）	平成24～32年度

2 エコタウンへの挑戦

- ①自然環境と調和した住環境整備
- ②再生可能エネルギーの導入促進
- ③廃棄物の減量とリサイクルの推進

主な事業	時期
緑地公園事業	平成24～32年度
公共施設における再生可能エネルギー等導入事業	平成24～26年度
省エネルギー対策推進事業	平成23～25年度

3 生活衛生環境の保全

- ①安全で安定した水供給システムの構築
- ②下水処理施設等の復旧
- ③産業廃棄物等の適正処理の推進

主な事業	時期
飲料水兼用耐震性貯水槽整備事業	平成26～27年度
下水道整備事業	平成25～26年度
浄化槽設置事業	平成24～27年度
産業廃棄物不適正処理防止に向けた自治体間連携強化	平成23～32年度

4 ふるさとを想い、復興を支える「人づくり」

- ①伝統文化の継承 ②地域資源を活かした教育の充実
- ③教育関連施設等の復旧整備
- ④地域コミュニティ活動の推進

主な事業	時期
芸術文化振興事業	平成23～32年度
青少年の進路選択と将来展望の動向調査把握	平成23～32年度
災害教訓の伝承・防災教育の推進	平成24～32年度
児童生徒通学手段緊急確保事業	平成23～27年度
埋蔵文化財発掘調査事業	平成23～27年度
社会教育施設等整備事業	平成24～27年度
ふるさとまちづくり・ひとづくり交流創出事業	平成24～32年度

目標-3

なりわいと賑わいのまちづくり

漁業や農業及び観光を中心とする町の産業を再生し、人々のなりわいを確保するとともに、新しい産業の創出を目指します。それによって、世代と地域を超えた交わりを活発にし、光輝く賑わいのまちづくりを進めます。

1 産業の再生・発展

- ①水産業の振興 ②農業の振興 ③林業の振興
- ④商工業の振興 ⑤観光業の振興

主な事業	時期
養殖業再生支援事業	平成23～26年度
地域資源活用総合交流施設整備事業	平成24～26年度
東日本大震災農業生産対策事業	平成23～24年度
木質バイオマス利活用推進事業	平成25年度
商店街形成支援事業	平成23～26年度
道の駅整備事業	平成25～27年度
観光施設再生支援事業	平成24年度

2 雇用の創出と交流人口の拡大

- ①雇用機会の創出と就業支援 ②交流人口の拡大
- ③起業家支援

主な事業	時期
無料職業紹介事業	平成23～32年度
緊急雇用創出事業	平成23～24年度
企業立地奨励事業	平成23～32年度
応援自治体やボランティア等との交流	平成24～32年度
起業支援補助金事業	平成23～32年度

土地利用のあり方

「なりわいの場所は様々であっても、
住まいは高台に」



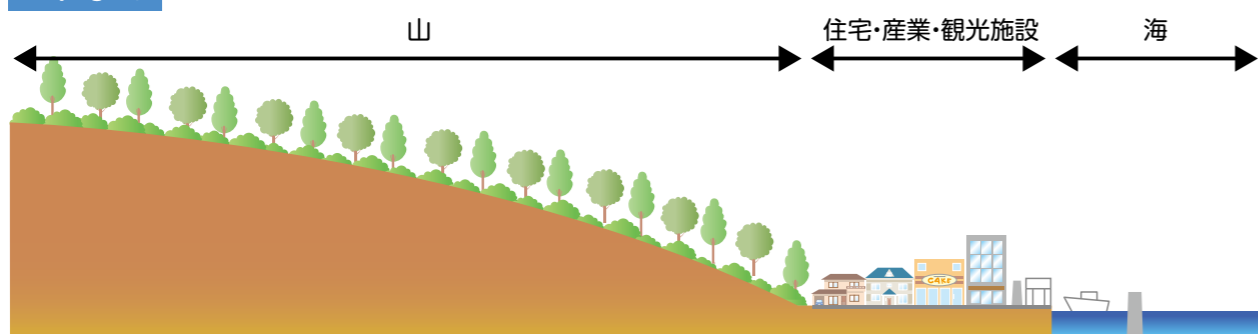
震災前のまちの骨格や歴史を活かしながらも、より安全な暮らしと賑わいや活力ある産業の構築に向けた新たなまちづくりを進めます。



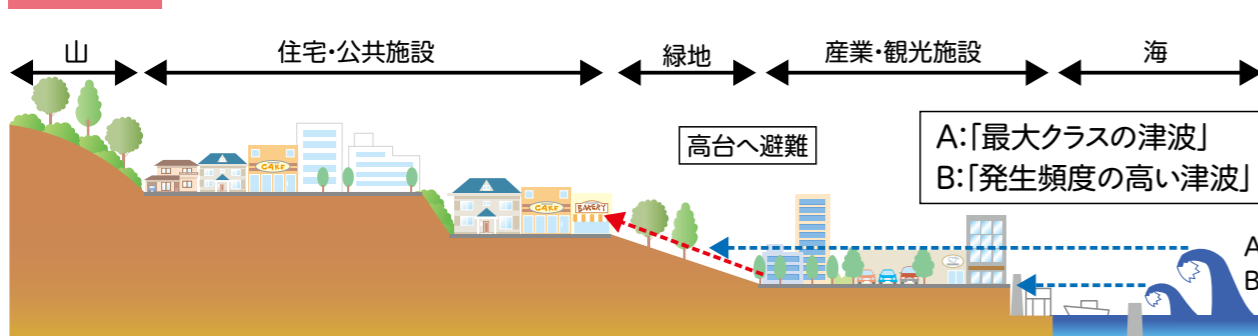
土地利用のあり方

- 1 災害に強く、将来にわたって命を守れる土地利用を推進します。
- 2 住まいやなりわいの場の近くに、安全な避難場所、避難路を確保します。
- 3 自然や地域の絆に配慮しながら、高台などに安全な居住地を確保します。
- 4 豊かな山・川・海の資源を活かした産業再生に向けた基盤施設を整備します。
- 5 新しい土地利用にふさわしく、維持管理しやすい基盤施設を整備します。
- 6 各地域の実態や意向を踏まえ、きめ細かな土地利用を進めていきます。

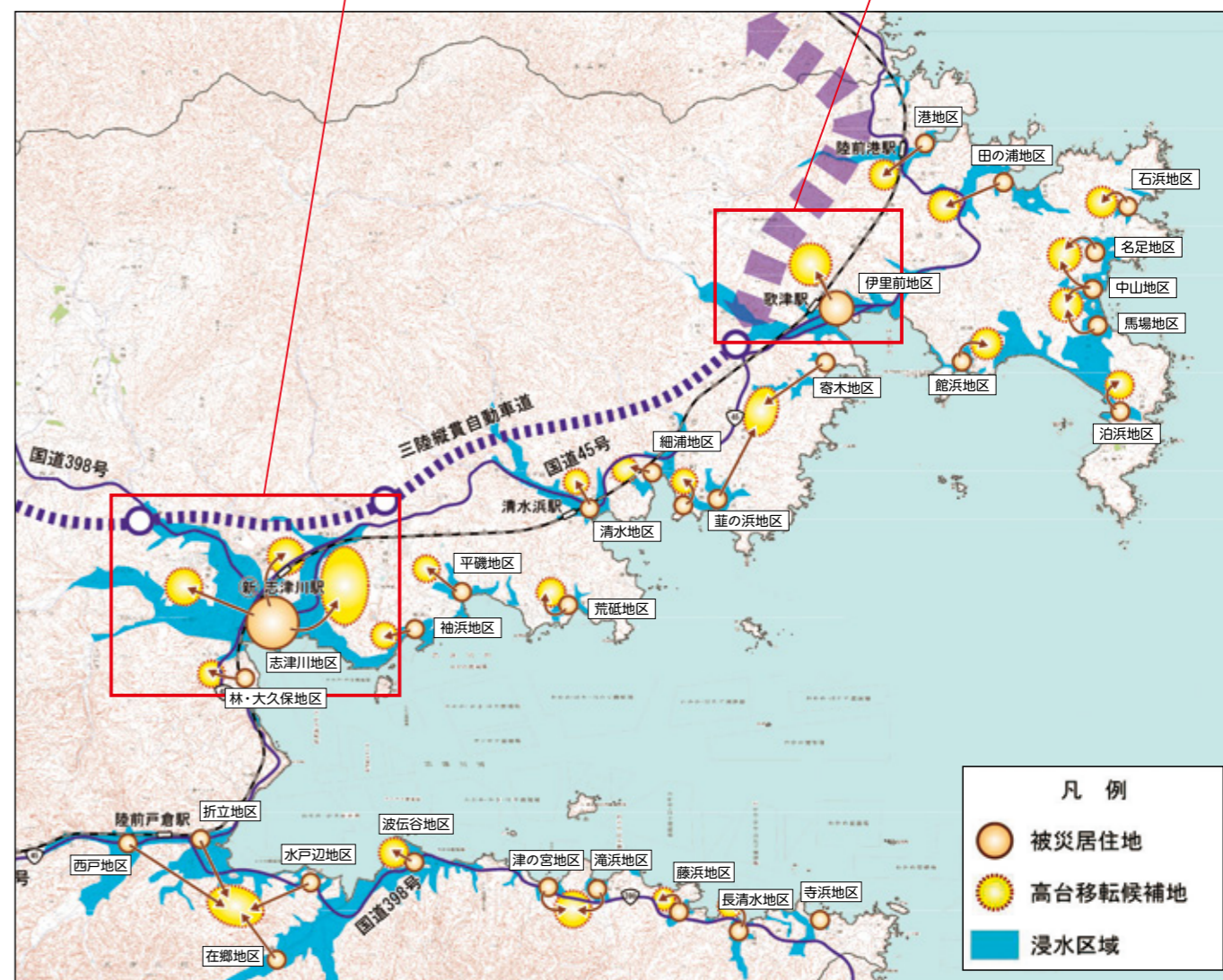
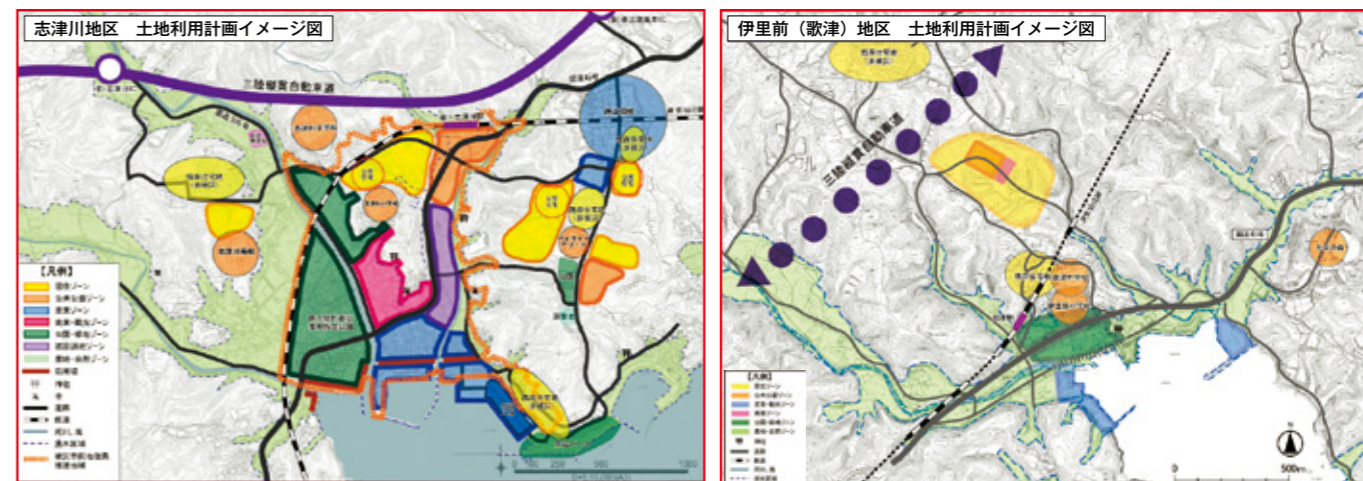
これまで



これから



南三陸町 土地利用計画 (イメージ図)



※この図は、現在検討中の試案であり、今後の町民意向の把握や関係機関等との調整を踏まえて、変更する場合があります。今後も、南三陸町の土地利用を具体化すべく、検討を進めていきます。

※平成24年2月末現在

参考:「三陸沿岸道路について意見募集用資料」(東北地方整備局)

1 防災・減災の考え方

今後の防災・減災対策に向けては、「逃げやすいまちづくり」を柱とし、ハード・ソフト施策の適切な組み合わせに取り組みます。

今回のような「最大クラスの津波」に対しては、避難を基本としつつも、避難が困難な夜間の津波や要援護者へ対応するため、公共施設や住まいなどの高台配置や避難施設の整備など多重防御の推進により、被害を最小限に抑える施策を講じていきます。

一方、最大クラスの津波より津波の高さは低いものの、比較的短い間隔で繰り返し被害をもたらす「発生頻度の高い津波」に対しては、将来発生が予想される地震・津波を想定して防潮堤を整備するなど、より安全性の高い町に向けた施策を講じていきます。

2 避難路・避難場所の確保

子どもからお年寄り、障がい者、さらには町外からの来訪者など、すべての方が津波から身を守るように、夜間や停電時にも機能する防災無線や避難誘導サインなどを含め、短時間で全員が避難できる避難路・避難場所を整備します。

避難場所については、被災を免れた社寺など先人の教えも活用しながら、安全な高台に設置することを基本とします。高台にある避難場所までの距離が遠いなど、避難が困難な地域については、避難塔（避難ビル）を整備します。

避難路は、海岸や河川の河口部を避けて整備するとともに、津波の進行方向を踏まえながら、ゆとりある幅員の道路や避難階段、スロープなどの整備を進めます。

また、安全かつ円滑に避難するためには、各自の防災意識を高めるとともに、互いに助け合う習慣が必要です。日頃から避難訓練を継続するとともに、日常的に利用でき、住民に親しまれる避難場所・避難路づくりに配慮していきます。

3 安全な居住地の確保

永年言い継がれてきた「津波が来たら、まず逃げる」ということに加え、これまでの災害教訓を踏まえた「安全な場所に住む」という考えを津波対策の大きな柱にして、高台に新たに宅地を造成し、より安全で、安心して暮らせる居住地の確保を積極的に推進します。

なお、高台での宅地造成にあたっては、以下の点に留意します。

- 自然や景観への影響を最小限に抑えられる場所を選びます。
- 被害が小さい既存の住宅地や商工団地との位置関係を考慮します。
- 高台宅地への移転にあたっては、地域コミュニティの絆に配慮します。
- 高台の住まいと漁港等のなりわいの場所のアクセスや避難路を確保します。
- 国道45号や国道398号など幹線道路へのアクセスを確保します。

高台での宅地造成にあたっての留意事項

4 賑わいと活力ある産業用地の再生

本町は水産業を中心とした産業構造であるため、防潮堤の整備など防災・減災対策を強化しながら、被災した産業用地の再生と安全性の向上を図ります。

産業用地の再生にあたっては、仮設店舗や仮設工場等の確保による早期復旧から連続的に復興を進め、新産業の創出や外部企業の誘致も積極的に行い、これまで以上の賑わいと活力の創出を目指します。

水産業においては、漁港機能の再編による基幹漁港への集中的資本整備、新規参入など戦略的な復興を促すために必要な用地を確保します。

商業や観光業においては、居住地の配置や鉄道や幹線道路のルートなどを考慮し、住民や来訪者にとって利便性の高い場所に用地を確保します。

5 公共施設等の再配置

公共施設については、これまでの施設の立地や機能などを再評価し、町民意向や将来人口などを勘案しながら再整備を図ります。特に、役場や病院、学校、福祉施設など災害時に重要な役割を担う施設や避難弱者等が利用する施設については、防災拠点としての活用を視野に入れ、高台など安全が確保できる場所へ配置します。

役場など施設の立地場所については、町民の生活利便性に配慮しながら、災害時にも有効に機能が発揮できるよう検討していきます。

6 交通網の再構築

①道路

災害時の緊急輸送・搬送や県内外との広域的な交流、流通などを確実に支える交通網を再構築するため、三陸縦貫自動車道の早期整備をはじめ、主要幹線道路である国・県道をより安全なルートとして再配置していくことを国・県に要請していきます。

また、高台造成など新たな土地利用展開にあわせて、住まいとなりわい、賑わいの場所を結ぶ、安全かつ利便性の高い地域内道路の整備を推進します。

②公共交通

少子高齢化が急速に進む町において、公共交通は欠かすことのできない重要な生活サービスであるため、JR気仙沼線の早期再開を要請するとともに、バス・タクシーなど各種交通機関で適切な役割分担を行い、利便性が高く、効率的な公共交通網の構築を目指します。

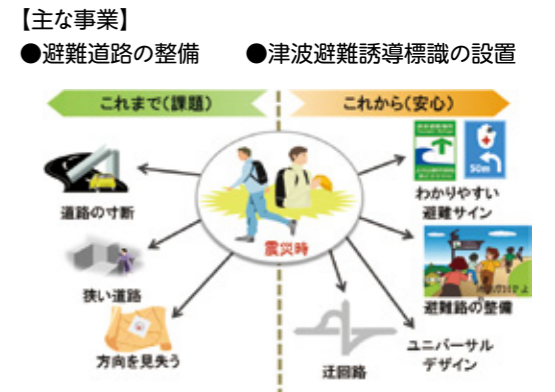
シンボルプロジェクト

新しいまちづくりを進めるにあたり、復興を先導し、他の取り組みなどへの波及効果が期待される5つのプロジェクトをシンボルプロジェクトとして、各事業の連携を図りながら、戦略的に展開します。

シンボルプロジェクトは、町民の生活支援や産業の再興など、町全体の復興の核となるものであり、「震災復興町民会議」提言や意向調査結果など、町民意向を十分に反映して選定しました。



3 命を守ロードプロジェクト



1 津波の教訓伝承プロジェクト

- 【主な事業】
- 「津波防災の日」の制定(犠牲者供養、防災訓練等)
 - 「災害の記録」の作成
 - 「震災復興祈念公園」やメモリアル整備
 - 語り部の育成



4 まちの賑わい復活プロジェクト

- 【主な事業】
- 仮設魚市場、仮設共同加工場の整備
 - 地場産材による家づくりへの支援
 - 地場産材による公営住宅の整備
 - 観光拠点施設等の整備



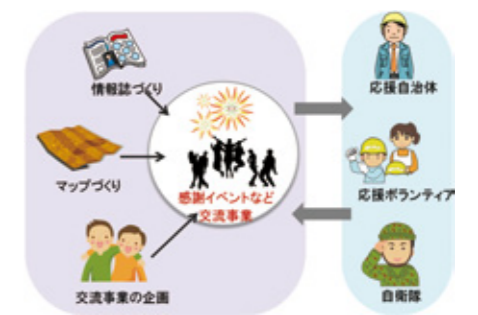
2 被災者の生活支援プロジェクト

- 【主な事業】
- 「生活支援相談員」の配置
 - こころのケア
 - 孤独死防止のための見守り



5 「絆・感謝」プロジェクト

- 【主な事業】
- 応援ボランティアとの交流事業
 - 応援自治体との交流・連携
 - 復興情報の発信



復興の主体

復興の主役はあくまでも町民一人ひとりですが、民間企業や各種団体、NPOなどの様々な主体（以下、「町民等」）が、それぞれの分野において復興事業に携わることで、それらの取り組みが相乗的に効果を上げていくことが大切です。

町は、町民等による復興に向けた主体的な取り組みを全力でサポートする体制を構築し、様々な主体との連携を図りながら、復興事業を進めてまいります。



復興の推進方策

方策 1 町と地域が力を合わせ協働で取り組むまちづくり

私たちは、震災後の過酷な状況を、被災の規模にかかわらず全ての町民が力を合わせることで乗り切ってきました。今後の復興においても、全ての町民、企業、各種団体の力を結集し、町のリーダーシップのもと、役割を分担して創造的復興に取り組めます。

協働の復興まちづくり推進

一日も早い復興のためには、町民をはじめ、民間事業者や各種団体などの総力を結集する必要があります。

町では、これまで「協働のまちづくり」を掲げ、町民等が主体的、自律的にまちづくり活動を展開するための環境整備を進めてまいりましたが、復興においても、これまで築いてきた取り組みを活かしながら、町民等が積極的に復興まちづくりに参加できるような「(仮称)復興まちづくり協議会」等の設置について検討します。

また、大学やNPO等、様々な関係団体との連携も推進します。



協働の復興まちづくり推進体制のイメージ

方策 2 町の主体性を堅持し国・県と連携して進めるまちづくり

未曾有の津波災害からの創造的で早急な復興は、町と町民の力だけでは困難です。

町と全ての町民の主体的な取り組みを堅持しつつ、社会基盤整備や産業・生活再建の支援など、国や宮城県と連携しながら、スピード感を持って進めます。

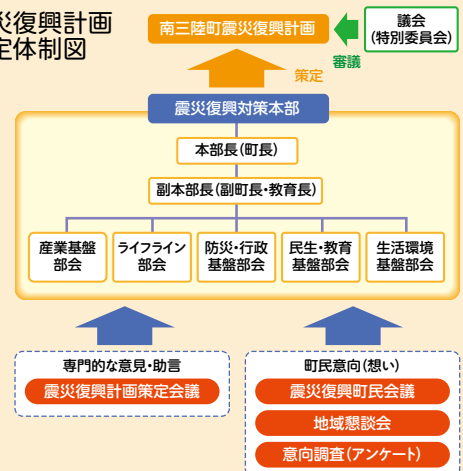
計画の推進体制

本計画は、あらゆる分野にわたり、担当部署も全組織にわたっているため、町長を本部長とする「南三陸町震災復興対策本部」を中心に、総合的な庁内の推進体制を整備し、計画の進捗状況の管理と情報の共有化を図ります。

なお、「南三陸町震災復興計画策定会議」を計画の進捗状況を点検・評価する組織と位置づけ、進捗状況について審議し、必要な見直しを行ってまいります。

また、復興事業を進めるにあたり、重要な課題に対しては、必要に応じて庁内にプロジェクトチームを設けて、効果的に、スピード感をもって取り組んでまいります。

震災復興計画策定体制図



発行／南三陸町復興企画課

TEL 0226-46-1371 FAX 0226-46-5348

<http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/>

【留意事項】

南三陸町震災復興計画に記載している主要な事業は、策定時点の現行法制度に基づき想定した主な事業であり、今後の国の政策の見直しなどにより、修正及び変更を伴うものです。